## 【電子申請システムをご利用いただく際の留意点】

ここでは、電子申請システムを使って障害者に係る自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免申請を行 う際の留意点をまとめておりますので、申請の際にご活用ください。

電子申請システムをご利用いただくに当たって、次の書類等のご準備をお願いします。 また、これらの書類等について写真データまたはスキャンデータを添付していただく必要がありますの で、併せてご準備をお願いします。

〈必ずご用意いただくもの〉

○ 自動車検査証(車検証)

○ 運転免許証(オモテ面およびウラ面)

○ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(全てのページ)

## 〈必要に応じてご用意いただくもの〉

○ 今回申請する自動車のほかに減免の適用を受けている(受けていた)自動車の処分状況が分かる資料 (登録識別情報等通知書、移転登録後の自動車検査証(車検証)、下取証明書、注文書(下取欄に登録番 号·車台番号などの記載があるもの)など)

## 〈自動車検査証(車検証)について〉

○ 電子化前の自動車検査証(車検証)、電子車検証、自動車検査証記録事項のいずれかをご用意ください。





入力 項目	申請画面	解說
申請者の氏名(フリガナ)	申請者(納税義務者)の氏名を入力してください。       必須         氏: 神奈川       名: 太郎         申請者(納税義務者)の氏名(フリガナ)を入力してください。       必須         全角カタカナで入力してください。       8         氏       カナガワ       名         タロウ       名	○申請者(納税義務者)の氏名のフリガナについ も入力できてしまいますが、全角カタカナで入力
生年月日	<ul> <li>申請者(納税義務者)の生年月日を入力してください。 必須</li> <li>▲ 申請者(納税義務者)の生年月日・年には数字を入力してください。</li> <li>年月日は半角数字で入力してください。</li> <li>令和 ∨ 6 年 1 月 10 日</li> </ul>	○年月日を入力する欄には半角数字を入力してく 合、エラーとなってしまうためご注意ください。
電託品番号	申請者(納税義務者)の電話番号を入力してください。 必須 日中連絡の取れる電話番号を、半角数字で入力してください。(数字のみ入力してください。) 電話番号 入力例) 012-345-6789は0123456789と入力	○ハイフンを入力した場合エラーとなります。数

ていして	よ、 く	全だ	角ァ さ v	カタゝ。	カ	ナ以	外0	D文 <sup>4</sup>	长
だる	さい	<i>,</i> °	全角	角数	字	を入	力し	、たり	場
字の	Dみ	を	入力	JL	て、	くだ	さい	, ,	

	必要書類の添付	○添付書類は次の4種類です。
	<ul> <li>データの添付方法と注意点</li> <li>添付いただいたデータが不鮮明なため審査ができず、再度ご撮出いただく事例が多く発生しています。鮮朋な画像の添付にご協力をお願いします。</li> <li>添付が必要なデータは次のとおりです。</li> <li>1:対象自動車の自動車検査証(車検証)</li> <li>(電子車検証の場合も写真データを添付してください。自動車検査証記録事項をお持ちの方は、電子車検証に代えて添付していただいても差し支えありません。)</li> <li>2-1:運転免許証(オモデ面)</li> <li>2-2:運転免許証(ウラ面)</li> <li>3-1:交付を受けている手帳(オモデ面)</li> <li>3-2:交付を受けている手帳(クラ面)</li> <li>3-3:交付を受けている手帳(その他)</li> <li>4:今まで減免が適用されていた自動車(軽自動車を含む)の処分状況が分かる書類(今回の申請が「乗り換えるための申請である」と回答された方にのみ添付欄が出現します。)</li> </ul>	1:対象自動車の自動車検査証(車検証) (電子車検証の場合も写真データを添付してくださ お持ちの方は、電子車検証に代えて添付していただ 2:運転免許証 3:交付を受けている手帳 4:減免の適用を受けている(受けていた)自動車 (4は減免の適用を受けている(受けていた)自動 み添付欄が出現します。)
	<ul> <li>添付方法が1~2-2と3-1~4とでそれぞれ異なりますのでご注意ください。</li> <li>【1~2-2のデータを添付する場合】</li> <li>「ファイルの選択」ボタンを押し、添付するデータを選択してください。</li> <li>【3-1~4のデータを添付する場合】</li> <li>「添付ファイル」ボタンを押すと、画面が遷移します。遷移先画面で「ファイルの選択」ボタンを押す→添付データの選択→「添付する」ボタンを押すの順で作業を行ってください。</li> <li>「添付する」ボタンを押さないと、添付が完了しないのでご注意ください。</li> </ul>	<ul> <li>○添付方法が1と2~4とでそれぞれ異なります。</li> <li>【1のデータを添付する場合】</li> <li>○申請画面内の「ファイルの選択」ボタンを押し、とで添付完了です。</li> </ul>
必要書類の添付	・複数データを一括で添付することはできません。複数添付する場合は、1つずつ添付作業を 行ってください。 ・透移先画面から申請画面へ戻る場合はプラウザの戻るボタンは押さないでください。本シ ステム上の「入力へ戻る」ボタンを押してください。	【2~4のデータを添付する場合】 ○申請画面内の「添付ファイル」ボタンを押すと、
	<ul> <li>・また、透移先画面から申請画面に戻る際、申請画面の最上部に透移します。画面右端の 「下へ」ボタンで画面最下部まで透移することができますのでご活用ください。</li> <li>1:対象自動車の自動車検査証(車検証)の写真データまたはスキャンデータを添付してください。</li> <li>         *****************************</li></ul>	○遷移先画面で「ファイルの選択」ボタンを押し、 「添付する」ボタンを押します。「添付する」ボタン いためご注意ください。
	ファイルの選択 ファイルが選択されていません	○複数データを一括で添付することはできません。 つ添付作業を行ってください。
	ファイルの選択 ファイルが選択されていません 期時 2 - 2:運転免許証のウラ面の写真データまたはスキャンデータを添付してください。 必須	<u>〇遷移先画面から申請画面に戻る際に、ブラウザ上</u> <u>と、それまでの入力データがすべて消え、申請画面</u> でご注意ください。システム内の「入力へ戻る」ボ
	ウラ軍に特に記載がない場合も添付してください。 ファイルが選択ファイルが選択されていません 「開始 3-1:交付を受けている手帳(オモテ面)の写真データまたはスキャンデータを添付してく ださい、「単位マック」	○また、遷移先画面から申請画面に戻る際、申請画 画面右端のサブメニューの「下へ」ボタン(P.6右 画面最下部まで遷移することができます
	<ul> <li>空白のページも含めたオモチ両金てのページのデータを添付してください。</li> <li>3 - 2:交付を受けている手帳(ウラ面)の写真データまたはスキャンデータを添付してください。</li> </ul>	
	室白のページも含めたウラ画金てのページのデータを添付してください。 3-3:交付を受けている手帳(その他)の写真データまたはスキャンデータを添付してくだ さい。 ポポファイル	
	東京都などの手帳で別冊がある場合は、別冊も添付してください。 複数の手帳の交付を受けている場合は、残り全ての手帳のデータを添付してください。 室白のページも含めた全てのページのデータを添付してください。 4 ・ 今まで減会が満田 されていた白 動画の40分が20が谷 れスネ 毎の 空南 データまたけ フェット。	
	<ul> <li>マークを「減力した」のおけ、適用これにしていた日勤単ののな力(いたい) プリックは、 データを添付してください。</li> <li></li></ul>	

さい。自動車検査証記録事項を だいても差し支えありません。)
車の処分状況が分かる書類 動車があると回答された方にの
添付するデータを選択するこ
画面が遷移します。 添付するデータを選択した後、
ンを押さないと添付が完了しな 複数添付する場合は、1つず
<u>との「く (戻るボタン)」を押す</u> 面に遷移することになりますの ドタンで戻ってください。
画面の最上部に遷移します。 右端サブメニュー⑤を参照)で
(次頁に続く)

	申請画面	·····································
【遷移先画面】		
添付ファイル選択		
申込に必要な添付ファイルを選択してください。 く ・ファイルを選択後、【添付する】をクリックすると添付されます。 ・添付ファイルが複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。 ・全てのファイルを添付し終えたら、【入力へ戻る】をクリックしてください。		
手続き名	【テスト公開3(テンプレート確認用、担当者振り分け注意)】障害者に係る自動車税環境性能 割・自動車税種別割減免申請	
項目名	交付を受けている手帳の写真データまたはスキャンデータ	
添付できるファイル数	10	
添付ファイル ファイルを選択して ファイルの選択して さけする	てください が選択されていません	
	<ul> <li>【速移先面面】</li> <li>添付ファイル選択</li> <li><sup>申込に必要な添付ファイルを</sup></li> <li>・ファイルを選択後、【添付</li> <li>・塗てのファイルを添付し終</li> <li>手続き名</li> <li>項目名</li> <li>添付できるファイル数</li> <li>ぶ付ファイル</li> <li>ファイルを選択して</li> <li>ファイルを選択して</li> <li>ファイルの選択して</li> </ul>	申請画面         【遷移先画面】         ぶ付ファイルを選択してください、         マリングイルを選択してください、         マリングイルを選択してください、         マイルを選択してください、         「テスト公開3 (テンプレート確認用、担当者振り分け注意)】 PP書者に係る自動車税環境性能 部・自動車税履別割減免申請         項目名       欠付を受けている手帳の写真データまたはスキャンデータ         凝付できるファイル歳       10         こメイルが選択されていません         ファイルが選択されていません         アイルの選択       ファイルが選択されていません         メがする       アイルが選択されていません



入力 項目		申請画面				解説
	e-KANAGAWA	電子申請システム         1         2         ログイン         1 <th1< th="">         1         <th1< th=""> <th< th=""><th></th><th>○必要項目への)</th><th><b>\</b>力が完了し、「確</th><th>認に進む」ボタ</th></th<></th1<></th1<>		○必要項目への)	<b>\</b> 力が完了し、「確	認に進む」ボタ
	》手统吉申这 》 申	➡ 予約手続き ➡ 予約手続き ■ 予約手続き ■ 予約手続き ■ 予約手続き ■ 予約手続き		(参考)		
	Q 手続き選択をする	メールアドレスの確認 の苦を入力する ダ 申し込みをする		必要項目への <i> </i>  ます。(詳細な内約  もに申請画面の聶	く力に不備がある 容は、各項目をご 最上部に戻ります。	場合、次のとお 参照ください)」 不備のある項目
	申込確認 まだ申込みは完了	していません。 BNATN ボタンタ、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。		エフーの計細か言     	亡 軟されよう。 手続き	专申込
申請必	【テスト公開3(テンプレート 留意事項	・確認用、担当者振り分け注意)]障害者に係る自動車税環境性能制・自動車税種別割減免申請 減免申請について電子申請システムによる申込ができるのは、自動車税の納税義務者・運転者・順 害者の方が同一または三者が同居している場合に限ります。,減免の適用を受けることができる自 動車は、軽自動車(原動機付自転車、小型特殊自動車および二緒の小型自動車を含む。)を含め て、障害者の方1人について1台に限られます。,障害者の方が入院または施設に入所されている 場合には、県税事務所等の窓口にご相談ください。,現在、減免の適用を受けている自動車がある 場合には、県税事務所等の窓口にご相談ください。,現在、減免の適用を受けている自動車がある 場合には、県税事務所等の窓口にご相談ください。,現在、減免の適用を受けている自動車がある 場合には、県税事務所等の窓口にご相談ください。,現在、減免の適用を受けている自動車がある 場合には、県税事務所等の窓口にご相談ください。,現在、減免が適応を引きたいので申込を行ってくだ さい。,住所・氏名の変更がある場合には、自動車隊登録(単体規)・運転分評証・移動運転の などの変更手続を行ってから申込を行ってください。,中込の完了%と、内容の進や追加増減の 提出をお願いすることがあります。,入力いただいたメールアドレスに間違いがあると、連絡が取 れないまま申請が不承認となる場合がありますので、正しくご入力ください。,減免申請の内容が 適当と認められた場合には、書面にて減免承認書を送付いたします。,上記減免承認書に、自動車 登録番号(ナンバー)などを記載した「シール」を同封いたしますので、手帳の備考備(カード型 手帳の場合は裏面染白部分)に必ず貼り付けてください。		マ       手続き選択をする         申込          選択中の手続き名:       「テス         税種別割減免申請	メールアドレスの確認 ト公開3(テンプレート確認用、担当	内容を入力する 当者振り分け注意)】障害者に係
の画	申請先 	神奈川県自動車税管理事務所 令和6年2月8日	_	i		
面	還付全振込失口座の	「「「「」」		🛕 入力不備の項目があります。(	「詳細な内容は、各項目をご参照くだ。	さい。)
	通付金が発生する場合は、ご 指定の口座に振り込みますの で、以下の項目を選択してく ださい。	inf #w		留意事項 必須 ▲ 留意事項は入力必須項目	まです。	
	必要書類の添付 対象自動車の自動車検査延 (車検証)の写真データまた はスキャンデータを承付して ください。	検証用.pdf		下記事項をご確認の上、同調 全ての事項にご同意いただい 子申請システムによる申込い この場合には、県税事務所領 申請場所は、https://www,           減免申請について電子	飲いただける場合にはチェックしてく <u>         tない場合、または、申込画面上に該         tできません。 promunded         promunded         promunded         prof.kanagawa.jp/zei/kenzei/a00 t中請システムによる申込ができるの     </u>	ださい。 <u>:当する選択肢が表示されていない</u> :さい。 <u>2/001.html</u> をご確認ください。 は、自動車税の約税義務者・運転
	運転免許証の表面および裏面 の写真データまたはスキャン データ	検証用.pdf		三者が同居している場	合に限ります。	
	交付を受けている手帳の写真 データまたはスキャンデータ	検証用.pdf				
	<b>予備機</b> (<	入力へ戻る ※PDFファイルは一度パソコンに保存してから聞くようにしてください。 PDFプレビュー				



入力 項目	申請画面	解説
	手続き申込       Q 手続き選択をする     ンールアドレスの確認     グ 申し込みをする	
	申込完了 【テスト公開3(テンプレート確認用、担当者振り分け注意)】障害者に係る自動車税環境性能割・自動車税種別割減免申請 の手続きの申込を受付しました。	
	申込みが完了しました。 整理番号を記載したメールとパスワードを記載したメールを送信しました。 メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、	
	整理番号         パスワード	
	整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。 時にパスワードは他人に知られないように保管してください。 なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。	
右端サブメニュー①	<b>〕</b> 操作時間を 延長する	<ul> <li>○「操作時間延長」</li> <li>→タイムアウトまでの操作時間の延長が可能とな</li> <li>○本システムではセキュリティ対策として、画面;</li> <li>の画面に進まないとタイムアウトとなります。そしまうためご注意ください。</li> </ul>
右端サブメニュー②	AA 文字サイズ を変更する 変更する	<ul> <li>○「配色変更」</li> <li>→配色が変更できます。</li> <li>○「文字サイズ変更」</li> <li>→文字サイズの変更が可能です。</li> </ul>
л   2 3		

## なります。 jが表示されてから 30 分以内に次 その場合、入力内容は破棄されて

入力 項目	申請画面	解說
	(の) 問い合わせ フォーム	<ul> <li>○「問い合わせフォーム」→添付可能な拡張子や テムの操作について問い合わせることができます</li> <li>○ただしシステムの操作以外のことを問い合わせ</li> </ul>
右端	ホーム > 問い合わせフォーム > 問い合わせフォーム入力	
サブ	問い合わせフォーム入力	
メニ	問い合わせフォーム入力 問い合わせ内容照会	
ユ   ④	<ul> <li>・電子申請システムの操作に関するお問合せを受け付けます。</li> <li>・問合せ前に、「FAQ」、「ヘルプ」を御確認ください。</li> <li>・本コールセンターでは、システム操作に係るお問合せ以外には対応ができません。</li> <li>手続内容(制度、施策等)に係る問合せについては、各手続の所管課にお問い合わせください。</li> <li>(お問合せたは、各手続き申込画面の「手続き説明」を御参照ください。)</li> <li>・お問い合わせについては、ご記入頂いたメールアドレス宛に電子メールで回答を通知致しま。</li> <li>・回答内容は、問い合わせ照会から画面上で確認できます。※上記メールには回答内容が含まれ。</li> <li>・お問い合わせはいつでもご利用可能ですが、コールセンターの対応時間は、平日9時から17日</li> <li>・お問い合わせの内容により、申請先の自治体へ連絡することもありますので、ご了承ください。</li> </ul>	す。 1ません。 きまでになります。 ^^。
右端サブメニュー⑤	▲上へ ▼下へ	○「上へ」「下へ」 →当該申請画面の最上部又は最下部へすばやく移

。、画面の遷移等の電子申請シス 。 こことはできません。 動可能です。